

先生各位

検査実施料新設項目のご案内

謹啓 時下益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。また、平素はひとかたならぬお引き立てを賜わり厚くお礼申し上げます。

さて、このたび保医発第 0630002 号にて検査実施料が新設されましたので、下記のとおりご案内申し上げます。

今後とも変わらぬご愛顧のほど、よろしくお願い申し上げます。

謹白

記

《適用日》 平成 18 年 7 月 1 日より適用

《新規収載項目》

検査項目	実施料・ 判断料区分	医科点数表区分
	注 釈	
イヌリン	120 点 生化学的検査 () (155 点)	「D015」血漿蛋白免疫学的検査 の「11」に準じる
	<p>ア イヌリンは、腎クリアランス測定の目的で行った場合に、区分「D007」血液化学検査に準じ、区分「D026」検体検査判断料の「3」の生化学的検査 () 判断料を算定する。 ただし、検査料については、区分「D015」血漿蛋白免疫学的検査の「11」に準じて算定できる。</p> <p>イ イヌリンは、区分「D007」血液化学検査の「1」の尿素窒素 (BUN) 又は同区分「1」のクレアチニンにより腎機能低下が疑われた場合に、6 月に 1 回に限り算定できる。ただし、同区分「1」のクレアチニン (腎クリアランス測定の目的で行い、血清及び尿を同時に測定する場合に限る。) を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。</p>	